

みえりニア戦略プラン(仮称)検討委員会設置要綱(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この検討委員会は、「みえりニア戦略プラン（仮称）検討委員会」という。
(以下、「検討委員会」という。)

(目的)

第2条 検討委員会は、令和6年3月に策定した「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、具体的な施策や事業への展開を図るため、その行動計画となる「みえりニア戦略プラン（仮称）」の策定にかかる検討を行うために設置する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 三重県リニア基本戦略が示す3つの戦略及び戦略を支える基盤づくりにおける具体的な取組。ただし、東海旅客鉄道株式会社が実施するリニア中央新幹線に関する計画・事業に関する事項を除く。
- (2) その他必要な事項

第2章 委員等

(委員等)

第4条 検討委員会は、別表1に掲げる者を委員として組織する。

- 2 委員のほかオブザーバー（別表2）を置くことができる。
- 3 委員、オブザーバーは、必要に応じて新たに増員することができる。

第3章 役員等

(役員を選任)

第5条 検討委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策総括監をもって充てる。
- 3 副委員長は、有識者から1名を充てる。

(職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の議事を運営する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(役員及び委員の任期)

第7条 役員及び委員の任期は、「みえリニア戦略プラン（仮称）」を公表するまでの期間までとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 検討委員会、幹事会及び部会

(検討委員会開催及び公開等)

第8条 検討委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

- 2 検討委員会は、原則として公開する。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると委員長が認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会及び部会)

第10条 検討委員会の業務を円滑に行うため、幹事会及び部会を置く。

- 2 幹事会及び部会は、それぞれ別表3及び4に掲げる構成員で組織する。
なお、幹事会及び部会は必要に応じて関係する団体等の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 幹事会の座長は、三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課長を充てる。
- 4 部会の部会長は、各部会構成員から互選により選出する。

(事務局)

第11条 検討委員会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課に置く。

第5章 雑則

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表1 委員（第4条関係）（順不同）

（行政）
三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策総括監（委員長）
三重県政策企画部、防災対策部、雇用経済部、観光部、県土整備部 副部長
三重県内29市町 副市長、副町長
（県内関係団体）
公益社団法人三重県観光連盟 専務理事
三重県漁業協同組合連合会 常務理事
三重県経営者協会 専務理事兼事務局長
三重県商工会議所連合会 専務理事
三重県商工会連合会 専務理事
三重県信用保証協会 専務理事
一般社団法人三重県森林協会 専務理事
三重県中小企業団体中央会 事務局長
三重県農協協同組合中央会 専務理事
（有識者）
埼玉大学教授（基盤教育研究センター／キャリアセンター（センター長））石阪督規
名古屋大学大学院情報学研究科 准教授 浦田真由
WAmazing株式会社 代表取締役 CEO 加藤史子
三重大学理事・副学長 酒井俊典
名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科教授 松本幸正
（交通事業者）
伊勢鉄道株式会社 専務
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課長
東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 部長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社 地域共生室長
三重交通株式会社 バス営業部長（乗合）

別表2 オブザーバー（第4条関係）（順不同）

リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟会長
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当）
国土交通省中部地方整備局企画部広域計画課長

別表3 幹事会（第10条関係）

三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課長（座長）
三重県政策企画部、地域連携・交通部、防災対策部、雇用経済部、観光部、 県土整備部関係課長
三重北ブロック、三重中央ブロック、三重南ブロック各4部会会長

別表4 部会（第10条関係）

4部会（戦略1暮らし方・働き方部会、戦略2観光・交流部会、戦略3産業・経済部会、基盤づくり部会）は、それぞれ次の3つのブロックで構成

（三重北ブロック）

行政	三重県政策企画部、地域連携・交通部、防災対策部、雇用経済部、観光部、 県土整備部、関係課職員
	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市 8市関係課職員
	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 5町関係課職員

（三重中央ブロック）

行政	三重県政策企画部、地域連携・交通部、防災対策部、雇用経済部、観光部、 県土整備部、関係課職員
	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 4市関係課職員
	多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 7町関係課職員

（三重南ブロック）

行政	三重県政策企画部、地域連携・交通部、防災対策部、雇用経済部、観光部、 県土整備部、関係課職員
	尾鷲市、熊野市 2市関係課職員
	紀北町、御浜町、紀宝町 3町関係課職員